

議案第 27 号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例について
八潮市長等給料特例条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を令和 9 年 3 月まで延長したいため、この案を提出するものである。

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

八潮市長等給料特例条例（令和7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。